様式第15号(第18条関係)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 下水道敷地等占用許可決定通知書  第　　　　　号  年　　月　　日  　　　　　　　　様  出雲市上下水道事業管理者  　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました公共下水道の占用について、出雲市下水道条例施行規程第18条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。 | | | | |
|  | 決定区分 | □許可します　　　　　□許可しません | |  |
| 占用の場所 | 出雲市 | |
| 占用の目的 |  | |
| 占用の面積及び延長 | 面積　　　　　　m2(長さ　　　　　m幅　　　　　m) | |
| 占用の期間 | 年　月　日から　　年　月　日まで　　年　　月間 | |
| 工事の期間 | 年　　　月　　　日から　　　年　　　月　　　日まで | |
| 工事施行者 | 住所  氏名 | |
| 占用料金 |  | |
| 占用料の納付方法及び納入期限 | |  |
| 条件等 | | |
| １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日か  ら起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。  　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った  日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を  代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起  することができます。  　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１  　　年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することは  　　できなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があっ  　　た日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の  　　取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 | | | | |